

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第23条各号列記以外の部分中「給水装置工事は」の右に「、条例第6条の3に規定する特定区間以外の区間において施行する給水装置工事であつて」を加え、「の各号」を削る。

別表第1外部接続工事の項中「4, 200」を「5, 450」に改め、同表内部工事の項中「3, 850」を「5, 050」に改め、同表水洗便所築造のための増設工事の項中「950」を「1, 250」に改め、同表その他工事の項中「1, 900」を「2, 500」に改める。

別表第2外部接続工事の項中「6, 950」を「8, 600」に改め、同表内部工事の項中「6, 650」を「8, 200」に改め、同表水洗便所築造のための増設工事の項中「2, 750」を「3, 100」に改め、同表その他工事の項中「3, 400」を「3, 950」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定については、平成31年5月7日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市指定給水装置工事事業者規程の別表第1及び別表第2の規定は、平成31年5月7日以後に京都市水道事業条例第5条第1項の規定による承認を受けた給水装置工事について適用し、同日前に承認を受けたものについては、なお従前の例による。

(上下水道局水道部水道管路課)